

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成30年2月16日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人セカンドハーベスト京都

(2) 代表者名

澤田 政明

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 「ひと・まち交流館京都」2階
京都市市民活動総合センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、安全に食べられるにも関わらず今までは廃棄されていた食品を提供してもらい、支援を必要とする人々を支える団体等に提供する活動を通して、食品ロス削減とフードセーフティーネットを両立させる社会インフラの一つとなることを目指すとともに、地域社会における食を通じたコミュニティを支え、もって福祉及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成30年2月7日

(文化市民局地域自治推進室)